

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第3号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年静岡県規則第63号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(役員報酬規程等の提出書の様式等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 条例第12条第2項(条例第14条において準用する場合を含む。)の提出書(法第54条第3項の書類に係るものに限る。)の様式は、様式第21号によるものとし、書類の提出部数は、2部とする。</p> <p>3 条例第12条第2項(条例第14条において準用する場合を含む。)の提出書(法第54条第4項の書類に係るものに限る。)の様式は、様式第22号によるものとし、書類の提出部数は、2部とする。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(仮認定の申請書の様式)</p> <p>第24条 (略)</p>	<p>(役員報酬規程等の提出書の様式等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 条例第12条第2項(条例第14条において準用する場合を含む。)の提出書の様式は、様式第21号によるものとし、書類の提出部数は、2部とする。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(特例認定の申請書の様式)</p> <p>第24条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第4号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

様式第6号中

「

財産目録
貸借対照表
活動計算書

を

」

「

活動計算書
貸借対照表
財産目録

に改める。

」

様式第16号中「の仮認定」を「の特例認定」に、「当該仮認定」を「当該特例認定」に、「仮認定取消」

を「特例認定取消」に改める。

様式第21号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

様式第22号を次のように改める。

様式第22号 削除

様式第24号中「仮認定申請書」を「特例認定申請書」に、「仮認定特定非営利活動法人の仮認定」を「特例認定特定非営利活動法人の特例認定」に改める。

様式第25号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

様式第26号（裏）及び様式第27号（裏）中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書は、改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。